

ANAスーパーフライヤーズ会則

この会則は2026年12月1日からの適用です。

第1条（名称）

本会は、「ANA SUPER FLYERS」と称します。

第2条（入会資格）

ANAを格別にご利用いただいている皆様のなかで、ANAが入会を認めた方に限り、本会への入会資格を有するものとします。

第3条（会員）

第2条の入会資格に該当する方が、本会則を承認のうえ、入会を申し込むことにより会員となります。

第4条（会員区分）

1. 会員は、ANAが定める条件に基づき、会員区分を付与されるものとし、会員区分に応じたサービスを楽しむことができます。また、会員区分に応じてスター アライアンスゴールドメンバーまたはスター アライアンスシルバーメンバーのステイタスを付与されるものとします。
2. 各会員区分において提供されるサービスの内容および提供条件の詳細は、ANAが別途定めるものとします。なお、当該内容は、改定される場合があります。

第5条（会員証の発行と使用）

本会は、会員に対して会員証として「ANA SUPER FLYERS CARD」を発行します。この会員証は、三井住友カード会員規約およびANA VISA（マスター）カード会員特約、JCB会員規約およびANA JCBカード会員特約、ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約およびANAダイナースカード会員特約、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約およびANAアメリカン・エクスプレス提携カード会員特約（以下ANAカード会員規則と称します）が適用されます。会員証は、カード券面に記載された本人以外は使用できません。

第6条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、第9条に該当する場合を除き、ANAカードの有効期限に準じます。また、会員資格の継続は、第7条によりANAが認めた場合のみ行うこととし、会員証を更新し発行します。

第7条（会員資格の継続）

継続の基準については、別途ANAが定めるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。

第8条（会費）

会員は、年間所定の年会費を届出の預金口座から自動引落しの方法により、お支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた会費は、返却いたしません。

第9条（会員資格の失効）

会員は、第6条に定めるほか、以下の各項の一つに該当する場合、会員資格を失い、第5条により発行された会員証をご返却いただきます。

- (1) 会員が退会を申し出た場合
- (2) 会員の住所・電話番号等の変更届けがなく、ANAからの連絡が不可能となった場合
- (3) 会員が本会の会則およびANAカード会員規則ならびにANAマイレージクラブ会員規約に違反した場合
- (4) 会員が本会の名誉を毀損したり、秩序を乱す行為があった場合
- (5) 上記以外の理由においても、ANAは、会員に対する14日間の文書による予告期間をもって、会員資格を停止することができます。

第10条（適用規約）

本会則に記載のない事項はANAマイレージクラブ会員規約が適用されます。

第11条（会則の改訂）

本会則の改訂については、ANAがこれを決定します。

第12条（会の改廃）

本会の改廃については、ANAがこれを決定し、その3ヵ月以前に会員に通知します。